

今治看護専門学校履修・単位認定基準

(第一看護学科・第二看護学科)

制定 平成 15. 4. 1
改正 平成 18. 8. 22
改正 平成 19. 4. 1
改正 平成 20. 4. 1
改正 平成 21. 4. 1
改正 平成 22. 4. 1
改正 令和 4. 4. 1
改正 令和 5. 4. 1

(趣旨)

第1条 この基準は、今治看護専門学校学則（以下「学則」という。）第9条及び第10条の規定に基づき、履修・単位認定に関し必要な事項を定める。

(試験)

第2条 試験は、学則第9条第2項の規定により随時行う。

2 学科試験は、当該科目担当教員が行い、単位の認定を行う。

(受験資格)

第3条 学科試験は、原則として当該科目授業時間数が所定の時間数の3分の2以上に達していなければ受験できない。

(試験科目)

第4条 学科目の区分は、別表・成績査定科目のとおりとする。

(試験期日)

第5条 各科目の試験期日は、最終講義日から1週間経過後以降とする。

2 再試験は、当該科目担当の教員の判断による。

(履修基準)

第6条 第一看護学科

(1) 3学年次への学年進級要件は、1学年次2学年次の先行取得科目（専門基礎分野、専門分野）をすべて修得した者とする。修得できなかった場合は、原学年に留め置く。

(2) 卒業要件は、在学期間中の教育課程103単位（3045時間）を修得した者とする。

ア 講義 80単位（2025時間）

イ 臨地実習 23単位（1020時間）

(3) 学年別区分

ア 1学年次 39単位（1005時間）

イ 2学年次 40単位（1185時間）

ウ 3学年次 24単位（855時間）

2 第二看護学科 卒業の認定は、在学期間中の教育課程74単位（2025時間）を修得した者とする。修得できなかった場合は、原学年に留め置く。

(留め置かれた者の再履修)

第7条 前条の規定により、原学年に留め置かれた者の単位修得は、当該授業科目実施時に再履修しなければならない。

2 再履修しようとする科目については、再履修届を所定の期日までに再履修料（単位認定料を含む。）を添えて学校長に提出しなければならない。再履修料については、別に定める。

(留め置きの制限)

第8条 同一学年に2年在学し、なお進級できない者は、教務会議及び学校運営委員会の審議を経て学校長がこれを除籍する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年8月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和5年4月1日から施行する。